

ページ	現 行	中間案（主なもの）
18	<p>II 災害への備え</p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p>	<p>II 災害への備え</p> <p>1 関係機関・団体等との平常時からの連携</p> <p><u>(4) 広域応援制度の調整主体との連携</u></p> <p><u>阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市長会行動計画」が、平成30年3月には、総務省により全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」が構築されるなど、カウンターパート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。</u></p> <p><u>広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。</u></p>
20		<p><u>(5) 市町村との連携</u></p> <p><u>被災地の災害対応業務では、避難所の開設・運営に続いて、被害認定、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成、応急仮設住宅の建設等、被害者の生活再建支援が主要な業務となる。</u></p> <p><u>これらを円滑に応援するためには、これらの業務を専門とする市町村と連携した支援が不可欠であることから、構成府県は平時から管内市町村と連携をしておく。</u></p> <p><u>[被災市町村への応援要請の規定整備]</u></p> <p><u>都道府県が他の都道府県に対し、管内の被災市町村への応援を求めることや、応援を求められた都道府県が地域内の市町村に被災市町村の応援を求めることについては、東日本大震災後の平成24年6月に改正された災害対策基本法では、内閣総理大臣を介した応援の要求の場合以外は規定が設けられていなかったが、平成30年6月の災害対策基本法改正では都道府県が直接他の都道府県に応援を求める場合にも規定整備が行われた。</u></p>
21	<p>(6) 企業・ボランティア等との連携</p>	<p><u>(8) 企業・ボランティア等との連携</u></p> <p><u>② 企業防災の推進</u></p> <p><u>構成団体は、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、商工会・商工会議所等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。広域連合は、各構成団体と連携し、企業等のBCPの策定を支援する。</u></p>
22	<p>② 迅速なボランティア受入体制確立に向けた連携</p> <p>大規模広域災害発生時には、被災地において災害ボランティアのニーズが生じることとなるため、それらのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は平常時から各府県の社会福祉協議会、ボランティア・NPOとの連携体制を確立する。</p>	<p><u>③ 迅速なボランティア受入体制確立に向けた連携</u></p> <p><u>大規模広域災害発生時には、被災地において災害ボランティアのニーズが生じることとなるため、それらのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は平常時から各府県の社会福祉協議会、<u>日本赤十字社</u>、ボランティア・NPO、<u>中間支援組織</u>との連携体制を確立するとともに、<u>平常時の登録、災害</u></u></p>

ページ	現 行	中間案（主なもの）
25	<p>2 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>イ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定</p> <p>広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を超え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。</p> <p>広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園（兵庫県）及び山城総合運動公園（京都府）を選定し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」の作成を検討する。</p> <p>広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。</p>	<p><u>時の活動調整、被災者ニーズ等の情報共有等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p><u>また、構成団体は、市町村がNPOや社会福祉協議会等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等にかかる連絡体制を構築するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法等について、速やかに広報・周知できるよう支援に努める。</u></p> <p>3 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築</p> <p>イ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定</p> <p>広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を超え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。</p> <p>広域連合は、三木総合防災公園（兵庫県）及び山城総合運動公園（京都府）を<u>0次拠点の候補地としているが、実際の設定にあたっては、</u>0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」<u>に基づき実施する。</u></p> <p>広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。</p>
27		<p>⑥ <u>医療提供体制の整備</u></p> <p><u>ア 救急医療提供体制の整備</u></p> <p><u>構成府県は、被災地域における医療活動を実施するため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の整備に努める。また、被災地域の医療機関や、医療救護所等に医薬品等を提供するため、医薬品等の確保・供給体制を整備する。</u></p> <p><u>広域連合及び構成府県は、被災地においてDMAT活動を中心とする「超急性期医療」から、医療救護チーム等による診療支援など「急性期から慢性期」への移行を円滑に進めるため、「災害医療コーディネーター」の養成に努める。</u></p> <p><u>広域連合は、災害医療セミナー等の実施により、各府県のコーディネーター間の連携強化を図る。</u></p> <p><u>広域連合及び構成府県は、災害時のドクターヘリの運用体制の構築を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</u></p> <p><u>イ 医療機関における災害対応体制の整備</u></p> <p><u>構成府県は、災害時に医療機関において継続的に医療が提供され、また早期に診療機能が回復されるよう、災害拠点病院をはじめとする医療機関に対し、業務継続計画（BCP）の作成を働きかけるとともに、災</u></p>

ページ	現 行	中間案（主なもの）
28	<p>⑥ 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>広域連合は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行が停止した際に、帰宅が困難になった住民を支援するため、平常時から必要な情報の共有化を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p> <p>ア 基本方針</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する可能性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもあることから、広域連合は、構成団体及び連携県と連携して、一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。</p> <p>また、助ける側として可能な範囲で地域における「共助」の活動を促進するとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>さらに鉄道代替として、バス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組の構築を図る。</p> <p>なお、具体的な対策については、広域連合や構成団体、連携県、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p>イ 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発</p> <p>広域連合は、構成団体及び連携県と連携して主要幹線道路の情報・鉄道の運行状況を関係機関で情報共有する仕組みを確立するとともに、府県民にこれらの情報入手方法についての普及啓発を図る。</p>	<p><u>害拠点病院間の連携強化及び情報共有体制が構築されるよう必要な支援を行う。</u></p> <p><u>また、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について働きかけるとともに、優先的に供給するための体制の整備に努める。</u></p> <p>⑦ <u>保健医療活動体制の整備</u></p> <p>ア <u>保健医療調整本部体制の整備</u></p> <p><u>構成府県は、災害時の保健医療活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療調整本部の体制を整備する。</u></p> <p><u>また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の構成員の人材育成と資質の維持向上に努める。</u></p> <p>イ <u>避難所等における保健医療提供体制の整備</u></p> <p><u>構成府県は、避難所等における保健医療活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士及び薬剤師等による支援チームの整備に努めるとともに、人材育成と資質の維持向上を図る。</u></p>
29	<p>⑥ 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>広域連合は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行が停止した際に、帰宅が困難になった住民を支援するため、平常時から必要な情報の共有化を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。</p> <p>ア 基本方針</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する可能性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動などの応急対策活動が妨げられるおそれもあることから、広域連合は、構成団体及び連携県と連携して、一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。</p> <p>また、助ける側として可能な範囲で地域における「共助」の活動を促進するとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供など徒歩帰宅支援を行う。</p> <p>さらに鉄道代替として、バス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組の構築を図る。</p> <p>なお、具体的な対策については、広域連合や構成団体、連携県、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、帰宅支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</p> <p>イ 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発</p> <p>広域連合は、構成団体及び連携県と連携して主要幹線道路の情報・鉄道の運行状況を関係機関で情報共有する仕組みを確立するとともに、府県民にこれらの情報入手方法についての普及啓発を図る。</p>	<p>⑨ 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった住民が発生した場合、一斉帰宅によるトラブルが発生する可能性がある。</p> <p><u>広域連合では、これらのトラブルを未然に防ぐため、構成団体及び連携県と連携して、一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保、帰宅支援、帰宅困難者等への情報提供等の体制整備に努める。</u></p> <p>ア <u>一斉帰宅の抑制</u></p> <p>広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、災害時における一斉帰宅の抑制などの周知・呼びかけを行うとともに、<u>企業等が発災時間帯別で取るべき行動、施設内待機等を盛り込んだ計画策定や、施設内待機のための備蓄整備等が進むよう働きかける。</u>また、災害時には、<u>速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。</u></p> <p>イ <u>ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保</u></p> <p><u>市町村は、「駅前滞留者対策協議会」を設置・運営し、ターミナル駅周辺等の混乱防止に向けた取組を推進するとともに、一時退避場所及び一時滞在施設の確保に努める。</u></p> <p>ウ <u>帰宅支援</u></p> <p>広域連合は、広域的に営業するチェーン店、企業、団体等と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、発災時、徒歩帰宅者にステーションの開設状況を周知する。</p> <p>構成団体は、徒歩帰宅ルートの沿道自治体及び事業所と連携し、当該道</p>

ページ	現 行	中間案（主なもの）
	<p>ウ 災害時帰宅支援ステーション事業の推進 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して災害時に帰宅困難者を支援するため、コンビニエンスストアや外食店において水道水やトイレ及び通行可能な道路情報を提供する「災害時帰宅支援ステーション事業」を推進し、帰宅困難者支援体制を充実する。 また、構成団体及び連携県は、災害時に災害時帰宅支援ステーションが利用できるよう、訓練等を通じた徒歩帰宅者の支援体制を充実する。</p> <p>エ 支援情報等の提供方策の検討 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して災害時帰宅支援ステーションなどの支援情報や交通情報等をエリアメール、ホームページや携帯サイトなどを活用して府県民に対し、提供する仕組みについて検討を進める。</p> <p>オ 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 災害発生直後、企業等では、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、従業員等を留めおくことなどを行う必要がある。 このため、広域連合は構成団体及び連携県と連携して、以下のことについて普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ むやみに移動を開始することは避ける ・ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 ・ 災害用伝言ダイヤルの活用、携帯電話災害用伝言板、Web171等複数の安否確認手段があること ・ 事業所等が従業員等を留めおくための備蓄の促進 ・ 事業所等における災害時の行動計画の策定 ・ これらを確認するための訓練による検証 <p>カ 事業所等への要請 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させること、及び建物の耐震化、備蓄などについて働きかける。 また、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、協定の締結を検討する。</p> <p>キ 観光客等への支援 広域連合は、構成団体及び連携県と連携して観光協会、旅行会社やホテル・旅館業者等と共に、観光客等に災害時の的確な行動について周知・広報に努める。 また、観光客への情報提供や安全な場所への誘導等を円滑に実施するため、広域連合は構成団体及び連携県と連携し、ホテル・旅館業者及び旅行社との間で協定を締結するなど連携体制の整備に努める。 さらに、外国人観光客に適切な情報を提供するため、広域連合は構成団体、及び連携県と連携し、外国人支援を行う NPO や語学ボランティアの協</p>	<p>路を活用した徒歩帰宅訓練を実施する。</p> <p>エ 帰宅困難者等への情報提供 <u>広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して的確に情報提供が行えるよう、情報提供体制の構築に努める。</u> <u>また、構成団体は、防災部門にとどまらず、観光部門、国際部門と連携し、訪日外国人を含む観光客への支援体制を構築する。</u></p>

力を得る仕組みの構築に努める。

33 (7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進
 ① 防災基盤施設の整備促進
 広域連合及び構成団体は、関西全体としての防災力の向上を図るため、防災基盤施設・設備の整備を推進・促進する。

ア 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月地震防災対策特別措置法が制定され、各都道府県において、平成27年度まで4次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画が策定され、地震防災上重要な施設等の整備が推進されてきた。平成28年度からは、第5次計画の策定が進められている。

構成府県は、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等、地震防災上緊急を要する施設など、第5次計画に盛り込んだ内容の整備を実施し、防災力のさらなる向上に努める。

○ 津波被害を軽減するための対策について
 （地震・津波に強いまちづくり）

□ 多重防護と施設整備
 津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用による二線堤を整備する。

34 （中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 H23.9」より）

⑩ 災害廃棄物処理対策
 構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施（地方自治法第252条の14）する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。

市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。

(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進
 ① 防災基盤施設の整備促進
 ア 地震防災上重要な施設等の整備
 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において、これまで5次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画が策定され、地震防災上重要な施設等の整備が推進されてきた。

構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。

イ 津波防災地域づくりの推進
 構成団体は、最大クラスの津波に対して住民等の生命を守ることを最優先として、海岸保全施設等の整備、内陸部での浸水を防止する津波防護施設の整備、土地の嵩上げ、避難場所等の整備等に加え、警戒避難体制の整備、土地利用・建築制限等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防護の地域づくりを進める。

（防災基盤整備事業の体系）

区分	法律名	事業内容	特例措置
地震対策	地震防災対策特別措置法（H7）	都道府県の「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく事業 ①避難地、避難路 ②消防用施設、消防活動困難区域解消の道路 ③緊急輸送確保の道路・施設、共同溝等 ④公的医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、不特定多数者利用公的建造物等の耐震改修 ⑤津波避難確保の海岸保全施設・河川	【国の負担補助の特例等】 以下に係る国庫補助率の嵩上げ ・消防用施設 ・へき地診療所、社会福祉施設、公立小中学校等の耐震改修 ・防災行政無線設備、井戸等、自家発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備

ページ	現 行	中間案（主なもの）	
			<p><u>管理施設</u></p> <p><u>⑥砂防設備・保安施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設、ため池</u></p> <p><u>⑦地域防災拠点、防災行政無線設備、井戸等・自家発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備</u></p> <p><u>⑧老朽住宅密集市街地の地震防災対策</u></p>
		<p><u>南海トラフ地震防災対策特別措置法（H14）</u></p>	<p>都道府県、市町村の「<u>防災対策推進計画</u>」に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p><u>①～④・⑥・⑦は上と同じ</u></p> <p><u>⑤に加え、津波防護施設の整備</u></p> <p><u>⑧石油コンビナート等特別防災区域の公共空地</u></p>
		<p><u>津波対策</u></p>	<p>津波避難対策特別強化地域内の市町村による「<u>津波避難対策緊急事業計画</u>」に基づく事業</p> <p><u>①避難場所、避難経路の整備</u></p> <p><u>②集団移転促進事業</u></p> <p><u>③要配慮者利用施設の移転</u></p>
		<p><u>津波対策推進法（H23）</u></p>	<p>都道府県、市町村による津波避難施設等の整備</p>
		<p><u>津波防災地域づくり法（H23）</u></p>	<p>市町村の「<u>津波防災地域づくり推進計画</u>」に基づく事業</p> <p><u>・海岸保全施設等の整備</u></p> <p><u>・市街地整備改善の事業</u></p> <p><u>・津波避難確保施設の整備・管理</u></p> <p><u>・集団移転事業</u></p> <p><u>・地籍調査の実施</u></p> <p><u>・津波防災地域づくりのための民間活力の活用</u></p> <p><u>・都道府県又は市町村による津波防護施設の管理</u></p>
			<p>【<u>国の負担補助の特例等</u>】</p> <p><u>・避難場所、避難経路の整備に係る国庫補助率の嵩上げ</u></p> <p>【<u>集団移転促進事業に係る特例措置</u>】</p> <p><u>・農地転用許可要件の緩和</u></p> <p><u>・住宅団地の取得造成費が譲渡対価を上回る部分を補助対象</u></p> <p><u>・国土利用計画法等による協議等の際の配慮</u></p> <p><u>・施設除却に地方債充当</u></p>
			<p>財政上・税制上の措置の検討</p>
			<p>【<u>推進計画区域内の特例</u>】</p> <p><u>・土地区画整理事業の申出換地の特例（津波防災住宅等建設区の創設）</u></p> <p><u>・津波災害警戒区域内の津波避難施設の容積率規制の緩和</u></p> <p><u>・都道府県が集団移転促進事業計画の策定主体になることも可</u></p>
			<p>新設・改良に要する経費の補助</p>

Ⅲ 災害への対応

1 初動シナリオ

45

Ⅲ 災害への対応

1 初動シナリオ

(4)南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

南海トラフ全体が動いて発生する巨大地震が突発的に発生した場合の対策に万全を期す必要があるが、南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象が発生した場合の対応は以下のとおりである。

① 気象庁による情報発表

南海トラフ沿いで M6.8 相当度以上の地震が発生する等の異常な現象が観測された場合、最短約 30 分後に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

その後、気象庁に開設した南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における評価を踏まえて、最短約 2 時間後に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の情報が発表される。

② 防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表があったときは、国の緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）から、南海トラフ地震防災対策推進地域を有する都道府県知事及び市町村長に対し、後発地震に対する警戒措置をとるべき旨が指示される。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表があったときは、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の国民に対して、後発地震に対する注意措置をとるべき旨の呼びかけが行われる。

南海トラフ地震防災対策推進地域を有する構成団体は、気象庁から発表された情報に応じ、国の指示等を踏まえて求められる対応をとる。

広域連合は、国や各構成団体等から情報収集を行い、参与会議等により情報共有を図った上で、南海トラフ地震防災対策推進地域において下表の対応をとる。

なお、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応については、平成 28 年 3 月に策定した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を今後改訂していく。

発表情報	南海トラフ地震臨時情報	
	<u>（巨大地震警戒）</u>	<u>（巨大地震注意）</u>
異常現象	<u>半割れケース</u>	<u>一部割れケース</u> <u>ゆっくりすべり</u>
求められる対応	<u>巨大地震警戒対応（一週間）</u>	<u>巨大地震注意対応（一週間）</u> <u>巨大地震注意対応（すべりが収まったと評価されるまで）</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前避難対象地域（※）の住民は避難</u> ・ <u>高齢者等事前避難対象の要配慮者は避難、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて自主的</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日頃からの地震への備えを再確認する</u> ・ <u>必要に応じて自主的に避難等</u> ・ <u>日頃からの地震への備えを再確認する等</u>

46

ページ	現 行	中間案（主なもの）			
			<u>に避難</u> <u>・日頃からの地震への備えを再確認する</u> <u>（一週間経過後、巨大地震注意対応をとる。）</u>		
		<u>広域連合の対応</u>	<u>・後発地震に備えた広域応援・受援体制の構築</u> <u>・事前避難対象地域に該当し、避難所等を開設した府県からの要請に基づく支援</u> <u>・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ</u>	<u>・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ</u>	<u>・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ</u>
<p>47</p> <p>2 応援・受援シナリオ</p> <p>2-4 応援要員の派遣・受入調整</p> <p>63 (1) 被災府県の対応</p> <p>① 応援要請</p> <p>64 被災府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、応援府県又は広域連合に応援を要請する。また、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。</p>	<p>※津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域。住民全員が避難する住民事前避難対象地域と、要配慮者のみ避難を行う高齢者等事前避難対象地域がある。</p> <p>出展：「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月）」内閣府</p> <p>③ 巨大地震警戒対応における避難方法</p> <p>最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、市町村は、高齢者等事前避難対象地域には、「避難準備・高齢者等避難開始」を、住民事前避難対象地域には「避難勧告」等を発令し、要配慮者や住民は避難を継続する。</p> <p>事前避難対象地域の住民等は、大津波警報又は津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しているため、津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所へ移動を開始することが基本となる。</p> <p>2 応援・受援シナリオ</p> <p>2-4 応援要員の派遣・受入調整</p> <p>(1) 被災構成府県の対応</p> <p>① 応援要請</p> <p>被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請する。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。</p> <p>また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて被災市区町村応</p>				

ページ	現 行	中間案（主なもの）
	<p>② 応援職員の受け入れ 被災府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舎等の確保を行う。</p> <p>③ 被災市町村への派遣 被災府県は、被災市町村から情報収集のために職員を派遣する。 また、被災府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員の派遣調整を行い、適切に応援職員が配置されるよう調整する。</p> <p>(2) 広域連合・応援府県の対応</p> <p>① 要員調整班の設置 広域連合は、応援要員に関し広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援職員の派遣が実施されるよう、構成団体・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>② 応援要員の派遣調整 応援府県は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。 また、広域連合は、被災府県が先の災害で職員を他圏域に派遣している場合は、当該職員を戻し、代替職員の派遣を全国知事会等に求める。</p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援府県は、自府県のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な要員の確保を行う。 なお、この場合において、カウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連携・調整を優先する。</p> <p>④ 応援実績の報告 応援府県は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。</p>	<p><u>援職員確保システムにより被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。</u></p> <p>② 応援職員の受け入れ 被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舎等の確保を行う。</p> <p>③ 被災市町村への派遣 被災構成府県は、<u>情報収集のために被災市町村へ職員を派遣する。</u> また、被災構成府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員も含めて、適切に職員が配置されるよう調整する。</p> <p>(2) 広域連合・応援団体の対応</p> <p>① 要員調整班の設置 広域連合は、広域応援のため応援要員を派遣する必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援要員の派遣が実施されるよう、構成団体・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。</p> <p>② 応援要員の派遣調整 応援構成団体は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。<u>なお、カウンターパート方式により同一被災構成団体を担当する応援構成団体が複数ある場合は、幹事府県が中心となり、応援要員の派遣について十分な調整を行うものとする。</u> また、被災団体が先の災害で要員を他圏域に派遣しており、<u>自らの災害対応のために当該要員を自団体に戻す場合、広域連合は、代替要員の派遣について構成団体・連携県、国等と調整する。</u></p> <p>③ 国・関係機関等との連絡・調整 応援団体は、自府県の<u>又は同一被災団体を応援するカウンターパート内のみ</u>では派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に<u>必要な要員の確保を要請する。</u> <u>広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整を行い、派遣に必要な要員を確保する。</u> <u>また、被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。</u></p> <p>④ 応援実績の報告 応援団体は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。</p>

ページ	現 行	中間案（主なもの）
65	<p>2-6 ボランティアの活動促進 (1) 被災府県の対応</p> <p>72 ③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、NPO、企業、生活協同組合及び全国ボランティア組織等との連携に努める。 府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の需給調整等を行う。 なお、ボランティアの安全管理の徹底に十分留意する。</p> <p>73 2-7 帰宅困難者への支援 公共交通機関の被災や運行停止により、大都市の都心部では自力で帰宅できない、いわゆる帰宅困難者が大量に発生する。 広域連合は、被災府県の行うメッセージの発出や災害時帰宅支援ステーションの展開を支援する。</p>	<p><u>なお、カウンターパート方式により同一被災団体を担当する応援団体が複数ある場合は、幹事府県が派遣実績をとりまとめ、広域連合に報告する。</u></p> <p>2-7 ボランティアの活動促進 (1) 被災構成府県の対応</p> <p>③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明 被災構成府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、<u>日本赤十字社</u>、NPO、企業、生活協同組合、全国ボランティア組織及び<u>中間支援組織</u>等との連携に努める。 府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の確保等を行う。 なお、ボランティアの安全<u>及び健康</u>管理の徹底に十分留意する。</p> <p>2-8 帰宅困難者への支援 <u>大規模地震が発生し、公共交通機関が運行停止すると、都心部において多数の帰宅困難者等が発生する。</u> <u>発災直後から帰宅困難者が解消するまでの一連の対策を示すと以下のとおりである。</u></p>

ページ	現 行	中間案（主なもの）
75	<p>広域連合は、被災府県と連携して必要な広報等を行うほか、災害時帰宅支援ステーションの展開において、必要に応じて、事業者との連絡調整を行う。</p> <p>2-8 広域的な災害廃棄物処理の調整</p> <p>災害により大量に発生し、復旧・復興を阻害する廃棄物を早期に処理するため、広域連合は、運搬・処分・活用等について、必要に応じ構成団体間の調整を行う。</p> <p>(1) 被災府県の対応</p> <p>① 被災市町村の支援</p> <p>災害により発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、市町村又は市町村間の連携のみでは処理することが困難な場合は、被災府県は市町村のニーズに応じて必要な支援を行う。また、市町村から事務委託の要請を受けた場合は、被災府県が市町村に代わって災害廃棄物を処理する。</p> <p>② 応援要請</p> <p>被災府県は、自府県で対応ができない場合、広域連合に対して、災害廃棄物の撤去・処分等の支援を要請する。</p> <p>(2) 広域連合の対応</p> <p>広域連合は、被災府県に協力して、災害廃棄物の処分、輸送手段の確保、再資源化について、必要に応じて、構成団体・連携県間の調整を行う。</p> <p>① 処分</p> <p>災害廃棄物の仮置き場及び最終処分場の場所等</p> <p>② 輸送手段</p> <p>運搬車両等の輸送手段</p> <p>③ 再資源化</p> <p>地盤嵩上げ、防潮堤整備などの土木資材としての活用等</p>	<p><u>外国人観光客に対しては、多言語による災害情報の発信や交通機関の運行情報の発信等を行う。</u></p> <p>2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整</p> <p><u>被災市町村は、災害廃棄物の発生量を推計した上で事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置き場、最終処分場を確保し、構成府県は、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、災害廃棄物処理施設については、電力供給や熱供給等の拠点としての活用にも努める。</u></p> <p><u>被災市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等との連携体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体に協力要請を行う。</u></p>